

第200回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第1号

令和3年1月5日かすみがうら市農業委員会告示第1号をもって、令和3年1月12日(火)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第200回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和3年1月12日(火) 午後2時00分開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 欠 席
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠 員	

4. 欠席委員

4番 外塚 孝雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 係長 横田 桂明  
主事 下川 華帆

6. 議事録署名委員

9番 谷中 昌 11番 鈴木 良道

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 現況証明願の交付決定について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について(農地中間管理事業)  
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配  
分計画案の意見の決定について
- ⑥ その他

8 閉会

午後2時50分開会

事務局長	<p>それでは、只今から、令和2年度 第200回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、4番 外塚孝雄委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長をお願いいたします。</p>
議 長	中山会長あいさつ
議 長	はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議 長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、9番 谷中 昌 委員、11番 鈴木良道 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の横田係長を指名いたします。
議 長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議 長	次に報告第1号から報告第2号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 「議案第1号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
8番 井坂委員	<p>1月5日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、飯田委員と貝塚委員と私、井坂の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは説明します。</p> <p>番号1番は、●●●●●●●●●●から約450m北に位置する畑2筆になります。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして、番号2番は、●●地内の●●農村集落センターから約150m南に位置する田3筆になります。現況は、一部、雑草の繁茂が見られましたが、概ねきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして、番号3番は、●●地内の●●●●●●●●●●グラウンドから約400m</p>



	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第1号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。



議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 なお、議案第2号番号1番については、3,000㎡以上の案件となることから、18日の茨城県農業会議諮問案件となりますので、委員の皆さんにはご承知おき願います。
議 長	次に「議案第3号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
7番 貝塚委員	それでは説明いたします。 番号1番、図面番号6番も併せてご覧ください。 申請地は●●●●地内の●●●●●郵便局から約400m北西に位置する畑1筆になります。こちらは、30年以上前に、市と土地所有者との間で、地上権設定契約を締結し、下水道の制御盤の設置工事を行い、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続きまして、番号2番図面番号7番も併せてご覧ください。 申請地は●●●●小学校から約250m南に位置する畑1筆になります。こちらは、22年以上前から生産物直売所の駐車場として利用され、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様のご更なる審議の程よろしくをお願いします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。

議 長	番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第3号現況証明願の交付決定について」は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 8ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で37件、面積は114,797㎡です。内訳は新規28件、再設定が9件で主な作付け作物は水稻・レンコン・野菜です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 15ページをご覧ください。茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が7件、面積が17,402㎡です。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、「議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。18ページをご覧ください。 市長より、令和2年12月21日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が11件、面積17,402㎡です。 本日の総会で可決されたのち、これにより管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が認可し公告することにより、新たに受け手に農地を貸し付ける流れとなります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、2月10日(水)午後2時から予定しております。なお、次回の事前調査員は、谷中昌委員、鈴木良道委員、久松弘叔委員です。日時は、2月3日(水)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしくお願い致します。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	総会終了後、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会開催の案内
議 長	以上を持ちまして、第200回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。



かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

--	--